

県営住宅等条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年10月18日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第60号

県営住宅等条例施行規則の一部を改正する規則

県営住宅等条例施行規則（平成9年岩手県規則第65号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>目次</p> <p>第1章 [略]</p> <p>第2章～第4章 [略]</p> <p>附則</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 [略]</p>	<p>目次</p> <p>第1章 [略]</p> <p><u>第1章の2 県営住宅等の整備基準（第1条の2）</u></p> <p>第2章～第4章 [略]</p> <p>附則</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 [略]</p> <p><u>第1章の2 県営住宅等の整備基準</u></p> <p><u>第1条の2 条例第3条の8第2項から第5項まで、第3条の9第3項、第3条の10及び第3条の11に規定する規則で定める措置は、別表のとおりとする。</u></p> <p><u>(入居者資格)</u></p> <p><u>第2条 条例第5条の規則で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。ただし、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居室においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者を除く。</u></p> <p><u>(1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第1項に規定する支援給付（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則第4条第1項に規定する支援給付を含む。）を受けている者</u></p> <p><u>(2) 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第2条第1項に規定する戦傷病者でその障害の程度が恩給法（大正12年法律第48号）別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症まで又は同法別表第1号表ノ3の第1款症であるもの</u></p> <p><u>(3) 障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第1号に規定する障害者でその障害の程度が次に掲げる障害の種類</u></p> <p><u>ア 身体障害 身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号の1級から4級までのいずれか</u></p>

(入居の申込み)

第2条 条例第6条の規定により県営住宅に入居しようとする者は、県営住宅入居申込書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて所管する広域振興局長(以下「局長」という。)に提出しなければならない。

(1)～(3) [略]

(4) 被災市街地復興特別措置法(平成7年法律第14号)第21条の規定により公営住宅法(昭和26年法律第193号)第23条各号の条件を具備する者とみなされる者(以下「被災居住者等」という。)にあっては、次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める書類

ア・イ [略]

に該当する程度

イ 精神障害(知的障害を除く。以下同じ。) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令(昭和25年政令第155号)第6条第3項に規定する1級から3級までのいずれかに該当する程度

ウ 知的障害 イに定める精神障害の程度に相当する程度

(4) 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成6年法律第117号)第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者

(5) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(平成13年法律第31号。以下この号において「配偶者暴力防止等法」という。)第1条第2項に規定する被害者で次に掲げる要件のいずれかに該当するもの

ア 配偶者暴力防止等法第3条第3項第3号の規定による一時保護又は配偶者暴力防止等法第5条の規定に基づく保護が終了した日から起算して5年を経過していない者

イ 配偶者暴力防止等法第10条第1項の規定により裁判所がした命令の申立てを行った者で当該命令がその効力を生じた日から起算して5年を経過していないもの

(6) ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律(平成13年法律第63号)第2条に規定するハンセン病療養所入所者等

(7) 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していないもの

(8) 60歳以上の者

(入居の申込み)

第2条の2 条例第6条の規定により県営住宅に入居しようとする者は、県営住宅入居申込書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて所管する広域振興局長(以下「局長」という。)に提出しなければならない。

(1)～(3) [略]

(4) 被災市街地復興特別措置法(平成7年法律第14号)第21条の規定により公営住宅法(昭和26年法律第193号。以下「法」という。)第23条各号に掲げる条件を具備する者とみなされる者(以下「被災居住者等」という。)にあっては、次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める書類

ア・イ [略]

(5) 東日本大震災復興特別区域法(平成23年法律第122号)第20条の規定により法第23条各号に掲げる条件を具備する者とみなされる者(以下「被災居住者等」という。)にあっては、次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める書類

(5) 公営住宅法施行令（昭和26年政令第240号）第6条第1項第2号に該当する者にあつては、別に定める単身入居の入居者資格認定のための申立書

（老人等の要件）

第4条 条例第7条第3項に規定する老人、心身障害者、配偶者からの暴力の被害者又は犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号）第2条第2項に規定する犯罪被害者等（以下「犯罪被害者等」という。）の要件は、次のとおりとする。

(1) [略]

(2) 心身障害者 次に掲げる要件のいずれかに該当する者であること。

ア 戦傷病者にあつては、恩給法（大正12年法律第48号）別表第1号表ノ3の第1款症以上の障害がある者

イ 戦傷病者以外の身体に障害のある者にあつては、身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号の4級以上の障害がある者

ウ 知的障害者又は精神の障害を有する者にあつては、福祉総合相談センター所長、児童相談所長若しくは精神保健福祉センター所長又は精神科の診療に経験を有する医師により、中度以上の知的障害者と判定された者又は中

ア 東日本大震災復興特別区域法第4条第2項第5号に規定する復興推進事業として、同法第19条第1項に規定する罹災者公営住宅等供給事業を定めた同法第6条第1項に規定する認定復興推進計画（県が単独で又は県及び市町村が共同して作成した同法第4条第1項に規定する復興推進計画に限る。以下「認定復興推進計画」という。

）に定められた区域内において同法第2条第1項に規定する東日本大震災により滅失した住宅に居住していた者
当該認定復興推進計画に定められた区域内の市町村の発行する住宅の滅失を証する書面

イ 認定復興推進計画に定められた区域内において実施される国土交通省関係東日本大震災復興特別区域法施行規則（平成23年国土交通省令第97号）第4条各号に掲げる事業の実施に伴い移転が必要となった者 当該事業の施行者、認定者又は事業費負担者となる県又は市町村が発行する移転の必要性を証する書面

(6) 福島復興再生特別措置法（平成24年法律第25号）第21条の規定により法第23条各号に掲げる条件を具備する者とみなされる者にあつては、平成23年3月11日において福島復興再生特別措置法第20条第1項に規定する避難指示区域に存する住宅に居住していたことを証する書面

(7) 前条第3号に該当する者にあつては、別に定める単身入居の入居者資格認定のための申立書

（老人等の要件）

第4条 条例第7条第3項に規定する老人、心身障害者、配偶者からの暴力の被害者又は犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号）第2条第2項に規定する犯罪被害者等（以下「犯罪被害者等」という。）の要件は、次のとおりとする。

(1) [略]

(2) 心身障害者 次に掲げる要件のいずれかに該当する者であること。

ア 戦傷病者にあつては、第2条第2号に該当する者

イ 戦傷病者以外の身体に障害のある者にあつては、第2条第3号アに該当する者

ウ 知的障害者又は精神障害を有する者にあつては、福祉総合相談センター所長、児童相談所長若しくは精神保健福祉センター所長又は精神科の診療の経験を有する医師により、中度以上の知的障害者と判定された者又は中度

度以上の知的障害者と同程度の障害を有していると判定された者

(3) 配偶者からの暴力の被害者 次に掲げる要件のいずれかに該当する者であること。

ア 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（平成13年法律第31号）（以下「配偶者暴力防止等法」という。）第3条第3項第3号の規定による一時保護又は同法第5条の規定による保護若しくは母子生活支援施設による保護が終了した日から起算して5年を経過していない者

イ 配偶者暴力防止等法第10条第1項の規定により裁判所がした命令の申立てを行なった者で当該命令がその効力を生じた日から起算して5年を経過しないもの

(4) [略]

(連帯保証人)

第8条 連帯保証人は、県内に居住し、独立の生計を営み、かつ、入居の許可を受けた者と同程度以上の収入を有する者で局長が適当と認めるものでなければならない。ただし、被災居住者等その他局長が特に認めた者の連帯保証人にあつては、県内に居住していることを要しない。

2～4 [略]

(家賃の減免基準等)

第13条 条例第15条の規定に基づく家賃の減免の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額以内の額とし、その減免の期間は、1年を超えない範囲内で局長が入居者及び同居者の事情を考慮して認める期間とする。

(1)～(3) [略]

(4) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者である入居者の家賃が同法による住宅扶助基準額を超える場合 当該超える額

(5) [略]

2 [略]

附 則

[略]

以上の知的障害者と同程度の障害を有していると判定された者

(3) 配偶者からの暴力の被害者 次に掲げる要件のいずれかに該当する者であること。

ア 第2条第5号アに該当する者又は母子生活支援施設による保護が終了した日から起算して5年を経過していない者

イ 第2条第5号イに該当する者

(4) [略]

(連帯保証人)

第8条 連帯保証人は、県内に居住し、独立の生計を営み、かつ、入居の許可を受けた者と同程度以上の収入を有する者で局長が適当と認めるものでなければならない。ただし、第2条の2第4号及び第6号に規定する法第23条各号に掲げる条件を具備する者とみなされる者その他局長が特に認めた者の連帯保証人にあつては、県内に居住していることを要しない。

2～4 [略]

(家賃の減免基準等)

第13条 条例第15条の規定に基づく家賃の減免の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額以内の額とし、その減免の期間は、1年を超えない範囲内で局長が入居者及び同居者の事情を考慮して認める期間とする。

(1)～(3) [略]

(4) 生活保護法第6条第1項に規定する被保護者である入居者の家賃が同法による住宅扶助基準額を超える場合 当該超える額

(5) [略]

2 [略]

附 則

[略]

別表（第1条の2関係）

区 分	措 置
<u>条例第3条の8第2項に規定する規則で定める措置</u>	<u>住宅が評価方法基準（平成13年国土交通省告示第1347号）第5の5の5-1(3)の等級4の基準を満</u>

	たすこととなる措置
<p>条例第3条の8第3項に規定する規則で定める措置</p>	<p>住宅の床及び外壁の開口部が評価方法基準第5の8の8-1(3)イの等級2の基準又は評価方法基準第5の8の8-1(3)ロ①cの基準(鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の住宅以外の住宅にあっては、評価方法基準第5の8の8-1(3)ロ①dの基準)及び評価方法基準第5の8の8-4(3)の等級2の基準を満たすこととなる措置</p>
<p>条例第3条の8第4項に規定する規則で定める措置</p>	<p>条例第3条の8第4項に規定する住宅の構造耐力上主要な部分及びこれと一体的に整備される部分が評価方法基準第5の3の3-1(3)の等級3の基準(木造の住宅にあっては、評価方法基準第5の3の3-1(3)の等級2の基準)を満たすこととなる措置</p>
<p>条例第3条の8第5項に規定する規則で定める措置</p>	<p>住宅の給水、排水及びガスの設備に係る配管が専用配管にあっては評価方法基準第5の4の4-1(3)の等級3の、共用配管にあっては評価方法基準第5の4の4-2(3)の等級2の基準を満たすこととなる措置</p>
<p>条例第3条の9第3項に規定する規則で定める措置</p>	<p>県営住宅の各住戸の居室の内装の仕上げに評価方法基準第5の6の6-1(2)イ②の特定建材を使用する場合にあっては、評価方法基準第5の6の6-1(3)ロの等級3の基準を満たすこととなる措置</p>
<p>条例第3条の10に規定する規則で定める措置</p>	<p>住戸内の各部が評価方法基準第5の9の9-1(3)の等級3の基準を満たすこととなる措置</p>
<p>条例第3条の11に規定する規則で定める措置</p>	<p>県営住宅の通行の用に供する共用部分が評価方法基準第5の9の9-2(3)の等級4の基準を満たすこととなる措置</p>

様式第1号 (第2条関係)

[略]

様式第1号 (第2条の2関係)

[略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。